令和7年度　鳥獣保護区等位置図

この図面は、群馬県内の鳥獣保護区、狩猟鳥獣捕獲禁止区域、特定猟具使用禁止区域（銃器）、指定猟法禁止区域を示したものです。
出猟に際してはこの図面を携帯し、狩猟が禁止されている区域等の確認をしてください。
区域が明確に判断できないときは、現地に設置されている標識を確認するとともに、地元の狩猟者等にたずねて、誤りのないよう狩猟してください。（別冊の説明書も御参照ください。）

狩猟期間	令和7年11月15日から令和8年2月15日まで ※シカ及びイノシシに限り令和8年2月28日まで

狩猟期間が終わりましたら、今猟期の結果を別冊「狩猟報告」に記載し、狩猟者登録証と併せて、
有効期間満了後30日以内に、登録手続きをした環境森林事務所、森林事務所又は自然環境課へ送付して下さい。
※群馬県では、狩猟鳥獣の生息実態を把握し、適正な保護管理対策を講じるため「狩猟報告」による報告をお願いしています。

群馬県で鳥獣行政を取り扱っている機関

事務所名	郵便番号	住所	管轄地域	電話番号
渋川森林事務所	377-0027	渋川市金井395	前橋市、伊勢崎市、渋川市、北群馬郡、佐波郡	0279-22-2763
西部環境森林事務所	370-0805	高崎市台町4−3	高崎市、安中市	027-323-4021
藤岡森林事務所	375-0014	藤岡市下栗須124−5	藤岡市、多野郡	0274-22-2253
富岡森林事務所	370-2454	富岡市田島343−1	富岡市、甘楽郡	0274-62-1535
吾妻環境森林事務所	377-0424	吾妻郡中之条町大字中之条町664	吾妻郡	0279-75-4611
利根沼田環境森林事務所	378-0031	沼田市薄根町4412	沼田市、利根郡	0278-22-4481
桐生森林事務所	376-0011	桐生市相生町2−331	桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡	0277-52-7373
県庁自然環境課	371-8570	前橋市大手町1−1−1		027-226-2874

群　馬　県

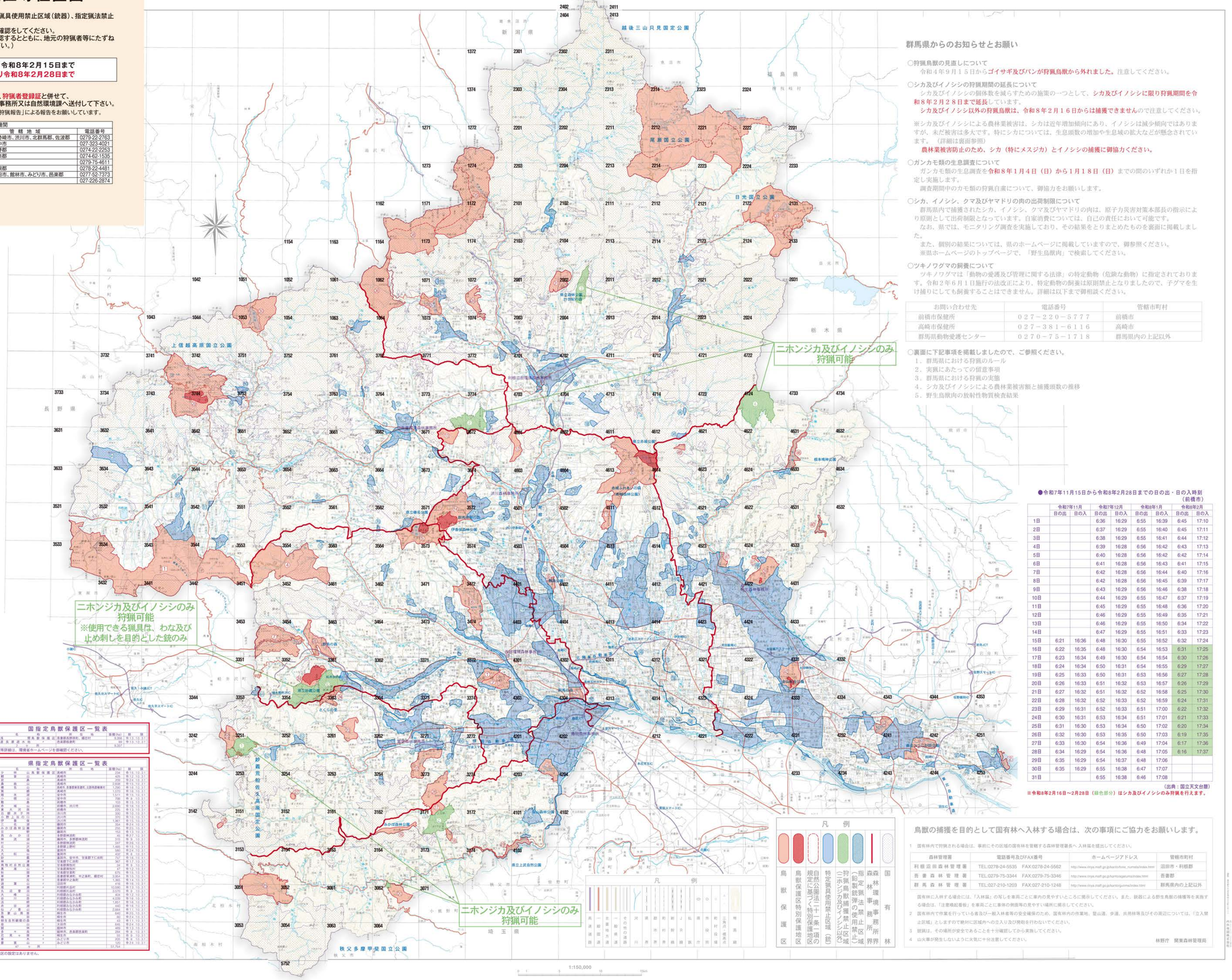

群馬県からのお知らせとお願い

○狩猟鳥獣の見直しについて
令和４年９月１５日からゴイサギ及びバンが狩猟鳥獣から外れました。注意してください。

○シカ及びイノシシの狩猟期間の延長について
シカ及びイノシシの個体数を減らすための施策の一つとして、シカ及びイノシシに限り狩猟期間を令和８年２月２８日まで延長しています。
シカ及びイノシシ以外の狩猟鳥獣は、令和８年２月１６日からは捕獲できませんので注意してください。

※シカ及びイノシシによる農林業被害は、シカは近年増加傾向にあり、イノシシは減少傾向ではありますが、未だ被害は多大です。特にシカについては、生息頭数の増加や生息域の拡大などが懸念されています。（詳細は裏面参照）
農林業被害防止のため、シカ（特にメスジカ）とイノシシの捕獲に御協力ください。

○ガンカモ類の生息調査について
ガンカモ類の生息調査を令和８年１月４日（日）から１月１８日（日）までの間のいずれか１日を指定し実施します。
調査期間中のカモ類の狩猟自重について、御協力をお願いします。

○シカ、イノシシ、クマ及びヤマドリの肉の出荷制限について
群馬県内で捕獲されたシカ、イノシシ、クマ及びヤマドリの肉は、原子力災害対策本部長の指示により原則として出荷制限となっています。自家消費については、自己の責任において可能です。
なお、県では、モニタリング調査を実施しており、その結果をとりまとめたものを裏面に掲載しました。
また、個別の結果については、県のホームページに掲載していますので、御参照ください。
※県ホームページのトップページで、「野生鳥獣肉」で検索してください。

○ツキノワグマの飼養について
ツキノワグマは「動物の愛護及び管理に関する法律」の特定動物（危険な動物）に指定されております。令和２年６月１日施行の法改正により、特定動物の飼養は原則禁止となりましたので、子グマを生け捕りにしても飼養することはできません。詳細は以下まで御相談ください。

お問い合わせ先	電話番号	管轄市町村
前橋市保健所	０２７−２２０−５７７７	前橋市
高崎市保健所	０２７−３８１−６１１６	高崎市
群馬県動物愛護センター	０２７０−７５−１７１８	群馬県内の上記以外

○裏面に下記事項を掲載しましたので、ご参照ください。
１．群馬県における狩猟のルール
２．実猟にあたっての留意事項
３．群馬県における狩猟の実施
４．シカ及びイノシシによる農林業被害額と捕獲頭数の推移
５．野生鳥獣肉の放射性物質検査結果

●令和7年11月15日から令和8年2月28日までの日の出・日の入時刻（前橋市）

	令和7年11月		令和7年12月		令和8年1月		令和8年2月	
	日の出	日の入	日の出	日の入	日の出	日の入	日の出	日の入
1日			6:36	16:29	6:55	16:39	6:45	17:10
2日			6:37	16:29	6:55	16:40	6:45	17:11
3日			6:38	16:29	6:55	16:41	6:44	17:12
4日			6:39	16:28	6:56	16:42	6:43	17:13
5日			6:40	16:28	6:56	16:42	6:42	17:14
6日			6:41	16:28	6:56	16:43	6:41	17:15
7日			6:42	16:28	6:56	16:44	6:40	17:16
8日			6:42	16:28	6:56	16:45	6:39	17:17
9日			6:43	16:29	6:56	16:46	6:38	17:18
10日			6:44	16:29	6:55	16:47	6:37	17:19
11日			6:45	16:29	6:55	16:48	6:36	17:20
12日			6:46	16:29	6:55	16:49	6:35	17:21
13日			6:46	16:29	6:55	16:50	6:34	17:22
14日			6:47	16:29	6:55	16:51	6:33	17:23
15日	6:21	16:36	6:48	16:30	6:55	16:52	6:32	17:24
16日	6:22	16:35	6:48	16:30	6:54	16:53	6:31	17:25
17日	6:23	16:34	6:49	16:30	6:54	16:54	6:30	17:26
18日	6:24	16:34	6:50	16:31	6:54	16:55	6:29	17:27
19日	6:25	16:33	6:50	16:31	6:53	16:56	6:27	17:28
20日	6:26	16:33	6:51	16:32	6:53	16:57	6:26	17:29
21日	6:27	16:32	6:51	16:32	6:52	16:58	6:25	17:30
22日	6:28	16:32	6:52	16:33	6:52	16:59	6:24	17:31
23日	6:29	16:31	6:52	16:33	6:51	17:00	6:22	17:32
24日	6:30	16:31	6:53	16:34	6:51	17:01	6:21	17:33
25日	6:31	16:30	6:53	16:34	6:50	17:02	6:20	17:34
26日	6:32	16:30	6:53	16:35	6:50	17:03	6:19	17:35
27日	6:33	16:30	6:54	16:36	6:49	17:04	6:17	17:36
28日	6:34	16:29	6:54	16:36	6:48	17:05	6:16	17:37
29日	6:35	16:29	6:54	16:37	6:48	17:06		
30日	6:35	16:29	6:55	16:38	6:47	17:07		
31日			6:55	16:38	6:46	17:08		

（出典：国立天文台暦）
※令和8年2月16日～2月28日（緑色部分）はシカ及びイノシシのみ狩猟を行えます。

指定猟法禁止区域一覧表（鉛製銃弾の使用禁止）

番号	名称	所在地	面積(ha)	期間
[illegible]	利根大橋	指定猟法禁止区域 西条郡千代田町	104	永年
計			104	

狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ及びイノシシ以外）一覧表

番号	名称	所在地	面積(ha)	期間
[illegible]	神津牧場	鳥獣保護区内 甘楽郡下仁田町	530	令12.2.3.31
[illegible]	高山	〃	市妻鳥猟禁止町	705	令12.2.3.31
[illegible]	鹿俣	〃	利根郡川場村	437	令12.2.3.31
[illegible]	妙義九山	〃	みどり市	1,302	令12.2.3.31
[illegible]	小金沢山	〃	安中市	1,000	令12.2.3.31
[illegible]	白倉高地	〃	藤岡市	1,000	令12.2.3.31
[illegible]	白野原放牧山地区	〃	嬬恋村	278	令12.2.3.31
計				4,352	

※砂糖において、使用できる猟具は、わな及び止め刺しを目的とした銃のみです。

特定猟具使用禁止区域（銃）一覧表

番号	名称	所在地	面積(ha)	期間
[illegible]	榛名湖畔	高崎市	990.0	永年
[illegible]	荒砥川	〃 前橋市	761.0	〃
[illegible]	鳥獣保護区	〃 藤岡市	1,219.0	〃
[illegible]	中之条町一部	〃 吾妻郡中之条町	135.0	〃
[illegible]	中山峠一帯	〃 前橋市	2,514.0	〃
[illegible]	赤城山	〃 前橋市、北群馬郡榛東村	1,207.0	〃
[illegible]	下久保ダム	〃 安中市	175.0	〃
[illegible]	碓氏第二	〃 安中市	16.0	〃
[illegible]	〃	〃 安中市	11.0	〃
[illegible]	中宿一帯	〃 安中市	1,141.0	〃
[illegible]	稲荷山神社	〃 前橋市	206.0	〃
[illegible]	鳥居峠	〃 前橋市	59.0	〃
[illegible]	〃	〃 前橋市	179.0	〃
[illegible]	〃	〃 前橋市	355.0	〃
[illegible]	おしらが峰	〃 前橋市	102.0	〃
[illegible]	湖水学校	〃 前橋市	16.0	〃
[illegible]	〃	〃 前橋市	46.0	〃
[illegible]	横尾高	〃 前橋市	510.0	〃
[illegible]	荒砥大橋	〃 安中市	302.0	〃
[illegible]	榛名湖一帯	〃 前橋市	1,776.0	〃
[illegible]	鳥居峠中之条町、東吾妻町	〃 吾妻郡中之条町、東吾妻町	121.0	〃
[illegible]	角毛谷地区	〃 前橋市	30.7	〃
[illegible]	三峰鳥獣	〃 前橋市	36.0	〃
[illegible]	横尾二ノ倉谷	〃 前橋市	620.0	〃
[illegible]	横尾二ノ倉谷	〃 高崎市、北群馬郡榛東村	790.0	〃
[illegible]	松井大清橋上流	〃 前橋市 北群馬郡吉岡町	247.0	〃
[illegible]	〃	〃 前橋市 高崎市	357.0	〃
[illegible]	桐ノ木川一帯	〃 前橋市 伊勢崎市	241.0	〃
[illegible]	〃	〃	286.0	〃
[illegible]	〃	〃	566.0	〃
[illegible]	石倉上郷	〃 渋川市	65.0	〃
[illegible]	〃	〃 渋川市	80.0	〃
[illegible]	月田	〃 渋川市	550.0	〃
[illegible]	〃	〃 渋川市	119.0	〃
[illegible]	〃	〃 渋川市	213.0	〃
[illegible]	北野	〃 渋川市	110.0	〃
[illegible]	大胡	〃 前橋市	20.0	〃
[illegible]	大胡	〃 前橋市	20.0	〃
[illegible]	大胡	〃 前橋市	20.0	〃
[illegible]	四万川ダム	〃 吾妻郡中之条町	180.0	令10.10.31
[illegible]	〃	〃 吾妻郡中之条町、東吾妻町	83.0	〃
[illegible]	伊勢谷2号砂防ダム	〃 吾妻郡東吾妻町	244.4	永年
[illegible]	〃	〃 吾妻郡東吾妻町	42.0	〃
[illegible]	〃	〃 吾妻郡東吾妻町	37.0	〃
[illegible]	〃	〃 吾妻郡東吾妻町	48.7	〃
[illegible]	横尾沿ふれあいの郷	〃 吾妻郡東吾妻町	117.0	〃
[illegible]	〃	〃 高崎市、吾妻郡長野原町	205.0	〃
[illegible]	川戸ダム	〃 吾妻郡中之条町	400.0	〃
[illegible]	〃	〃 吾妻郡長野原町	70.0	〃
[illegible]	〃	〃 吾妻郡長野原町	32.0	〃
[illegible]	〃	〃 吾妻郡嬬恋村	586.0	〃
[illegible]	〃	〃 吾妻郡嬬恋村	105.0	〃
[illegible]	〃	〃 吾妻郡嬬恋村	32.0	〃
[illegible]	〃	〃 吾妻郡嬬恋村	585.0	〃
[illegible]	〃	〃 吾妻郡東吾妻町	100.0	〃
[illegible]	品木ダム	〃 吾妻郡中之条町	52.0	〃
[illegible]	〃	〃 吾妻郡嬬恋村	175.0	〃
[illegible]	〃	〃 沼田市	1,252.0	〃
[illegible]	〃	〃 沼田市	180.0	〃
[illegible]	〃	〃 沼田市	14.0	〃
[illegible]	〃	〃 利根郡昭和村	185.0	〃
[illegible]	〃	〃 沼田市	24.0	〃
[illegible]	相俣鳥獣	〃 沼田市	25.0	〃
[illegible]	新野高尾鳥獣	〃 沼田市	4.0	〃
[illegible]	月夜野	〃 利根郡みなかみ町	39.0	〃
[illegible]	〃	〃 利根郡みなかみ町	661.0	〃
[illegible]	月夜野	〃 利根郡みなかみ町	170.0	〃
[illegible]	〃	〃 利根郡みなかみ町	110.0	〃
[illegible]	藤原湖	〃 利根郡みなかみ町	267.0	〃
[illegible]	藤原湖	〃 利根郡みなかみ町	27.0	〃
[illegible]	たくみの里	〃 利根郡みなかみ町	97.0	〃
[illegible]	〃	〃 利根郡みなかみ町	460.0	〃
[illegible]	〃	〃 利根郡昭和村	60.0	〃
[illegible]	〃	〃 利根郡昭和村	35.0	〃
[illegible]	相俣鳥獣第林	〃 利根郡昭和村	34.0	〃
[illegible]	〃	〃 沼田市	1,300.0	令11.10.3
[illegible]	矢瀬工区砂防	〃 利根郡、みどり市	2,350.0	〃
[illegible]	北東工区	〃 伊勢崎市	17.0	令12.10.31
[illegible]	〃	〃 伊勢崎市	412.0	令11.10.31
[illegible]	〃	〃 伊勢崎市	24.0	永年
[illegible]	武士工業	〃 太田市	73.0	〃
[illegible]	大田一石田川	〃 太田市	715.0	〃
[illegible]	大滝大瀬	〃 吾妻郡大泉町、千代田町	3,430.0	〃
[illegible]	榛名林	〃 前橋市 吾妻郡赤城村	1,600.0	〃
[illegible]	大久保	〃 桐生市	81.0	〃
[illegible]	〃	〃 桐生市	194.0	〃
[illegible]	〃	〃 桐生市	40.0	〃
[illegible]	水沢	〃 桐生市	70.0	〃
[illegible]	〃	〃 桐生市	150.0	〃
[illegible]	〃	〃 桐生市	150.0	〃
[illegible]	〃	〃 利根郡片品村	61.0	令11.10.31
[illegible]	鳥獣一帯	〃 太田市、伊勢崎市	1,026.0	永年
[illegible]	〃	〃 太田市、みどり市	535.0	〃
[illegible]	〃	〃 みどり市	61.0	〃
[illegible]	〃	〃 吾妻郡嬬恋村	55.0	〃
[illegible]	高崎鳥獣市	〃 高崎市	61.0	令11.10.31
[illegible]	〃	〃 高崎市	80.0	令9.10.31
[illegible]	佐倉ニュータウン	〃 吾妻郡相俣村	360.0	永年
[illegible]	〃	〃 吾妻郡相俣村	34.0	〃
[illegible]	〃	〃 利根郡片品村	127.0	〃
[illegible]	〃	〃 沼田市	79.0	〃
[illegible]	〃	〃 太田市	4.0	〃
[illegible]	北関東鳥獣	〃 太田市	1,365.0	〃
[illegible]	〃	〃 太田市	213.0	〃
[illegible]	〃	〃 太田市	20.0	〃
[illegible]	〃	〃 前橋市	20.0	〃
[illegible]	〃	〃 前橋市	164.0	〃
[illegible]	屋下鳥獣	〃 吾妻郡長野原町	106.0	〃
[illegible]	野地鳥獣	〃 吾妻郡長野原町	409.0	〃
[illegible]	相葉和沼上橋市前	〃 桐生市	166.0	〃
[illegible]	神戸山一帯	〃 みどり市	70.0	令10.10.31
[illegible]	千代田町利根川	〃 吾妻郡千代田町	4.0	令9.10.31
[illegible]	千代田町桐川西	〃 吾妻郡大泉町	21.0	令9.10.31
[illegible]	南大橋	〃 太田市	62.0	永年
[illegible]	吾妻谷・上辻原	〃 前橋市、吾妻郡相俣村	62.0	〃
[illegible]	〃	〃 前橋市	20.0	〃
[illegible]	〃	〃 前橋市、伊勢崎市	20.0	令9.10.31
[illegible]	〃	〃 前橋市	20.0	〃
[illegible]	城南部ー大沼鳥獣	〃 前橋市	206.0	永年
[illegible]	〃	〃 伊勢崎市	2.0	〃
計	47ヶ所		51,603.8	

国指定鳥獣保護区一覧表

番号	名称	所在地	面積(ha)	期間
[illegible]	浅間鳥獣保護区	吾妻郡長野原町、嬬恋村	3,355	令13.10.31
[illegible]	波志江鳥獣保護区	〃 吾妻郡嬬恋村	99	令13.10.31
計			3,327	

※区域等詳細は、環境省ホームページを御確認ください。

県指定鳥獣保護区一覧表

番号	名称	所在地	面積(ha)	期間
[illegible]	小林山鳥獣保護区	高崎市	234	令13.10.31
[illegible]	観音山	〃 高崎市	760.0	令16.10.31
[illegible]	鳥獣山	〃 高崎市	761.0	〃
[illegible]	鳥獣山	〃 高崎市、藤岡市	1,219.0	〃
[illegible]	鳥獣山	〃 高崎市	135.0	〃
[illegible]	中山峠一帯	〃 高崎市	2,514.0	〃
[illegible]	赤城山	〃 高崎市、北群馬郡榛東村	1,207.0	〃
[illegible]	下久保ダム	〃 安中市	175.0	〃
[illegible]	〃	〃 安中市	16.0	〃
[illegible]	〃	〃 安中市	11.0	〃
[illegible]	中宿一帯	〃 安中市	1,141.0	〃
[illegible]	稲荷山神社	〃 高崎市	206.0	〃
[illegible]	鳥居峠	〃 高崎市	59.0	〃
[illegible]	〃	〃 高崎市	179.0	〃
[illegible]	〃	〃 高崎市	355.0	〃
[illegible]	おしらが峰	〃 高崎市	102.0	〃
[illegible]	湖水学校	〃 高崎市	16.0	〃
[illegible]	〃	〃 高崎市	46.0	〃
[illegible]	横尾高	〃 高崎市	510.0	〃
[illegible]	荒砥大橋	〃 安中市	302.0	〃
[illegible]	榛名湖一帯	〃 前橋市	1,776.0	〃
[illegible]	鳥居峠中之条町、東吾妻町	〃 吾妻郡中之条町、東吾妻町	121.0	〃
[illegible]	角毛谷地区	〃 前橋市	30.7	〃
[illegible]	三峰鳥獣	〃 前橋市	36.0	〃
[illegible]	横尾二ノ倉谷	〃 前橋市	620.0	〃
[illegible]	横尾二ノ倉谷	〃 高崎市、北群馬郡榛東村	790.0	〃
[illegible]	松井大清橋上流	〃 前橋市 北群馬郡吉岡町	247.0	〃
[illegible]	〃	〃 前橋市 高崎市	357.0	〃
[illegible]	桐ノ木川一帯	〃 前橋市 伊勢崎市	241.0	〃
[illegible]	〃	〃	286.0	〃
[illegible]	〃	〃	566.0	〃
[illegible]	石倉上郷	〃 渋川市	65.0	〃
[illegible]	〃	〃 渋川市	80.0	〃
[illegible]	月田	〃 渋川市	550.0	〃
[illegible]	〃	〃 渋川市	119.0	〃
[illegible]	〃	〃 渋川市	213.0	〃
[illegible]	北野	〃 渋川市	110.0	〃
[illegible]	大胡	〃 前橋市	20.0	〃
[illegible]	大胡	〃 前橋市	20.0	〃
[illegible]	大胡	〃 前橋市	20.0	〃
[illegible]	四万川ダム	〃 吾妻郡中之条町	180.0	令10.10.31
[illegible]	〃	〃 吾妻郡中之条町、東吾妻町	83.0	〃
[illegible]	伊勢谷2号砂防ダム	〃 吾妻郡東吾妻町	244.4	永年
[illegible]	〃	〃 吾妻郡東吾妻町	42.0	〃
[illegible]	〃	〃 吾妻郡東吾妻町	37.0	〃
[illegible]	〃	〃 吾妻郡東吾妻町	48.7	〃
[illegible]	横尾沿ふれあいの郷	〃 吾妻郡東吾妻町	117.0	〃
[illegible]	〃	〃 高崎市、吾妻郡長野原町	205.0	〃
[illegible]	川戸ダム	〃 吾妻郡中之条町	400.0	〃
[illegible]	〃	〃 吾妻郡長野原町	70.0	〃
[illegible]	〃	〃 吾妻郡長野原町	32.0	〃
[illegible]	〃	〃 吾妻郡嬬恋村	586.0	〃
[illegible]	〃	〃 吾妻郡嬬恋村	105.0	〃
[illegible]	〃	〃 吾妻郡嬬恋村	32.0	〃
[illegible]	〃	〃 吾妻郡嬬恋村	585.0	〃
[illegible]	〃	〃 吾妻郡東吾妻町	100.0	〃
[illegible]	品木ダム	〃 吾妻郡中之条町	52.0	〃
[illegible]	〃	〃 吾妻郡嬬恋村	175.0	〃
[illegible]	〃	〃 沼田市	1,252.0	〃
[illegible]	〃	〃 沼田市	180.0	〃
[illegible]	〃	〃 沼田市	14.0	〃
[illegible]	〃	〃 利根郡昭和村	185.0	〃
[illegible]	〃	〃 沼田市	24.0	〃
[illegible]	相俣鳥獣	〃 沼田市	25.0	〃
[illegible]	新野高尾鳥獣	〃 沼田市	4.0	〃
[illegible]	月夜野	〃 利根郡片品村	39.0	〃
[illegible]	〃	〃 利根郡みなかみ町	661.0	〃
[illegible]	月夜野	〃 利根郡みなかみ町	170.0	〃
[illegible]	〃	〃 利根郡みなかみ町	110.0	〃
[illegible]	藤原湖	〃 利根郡みなかみ町	267.0	〃
[illegible]	藤原湖	〃 利根郡みなかみ町	27.0	〃
[illegible]	たくみの里	〃 利根郡みなかみ町	97.0	〃
[illegible]	〃	〃 利根郡みなかみ町	460.0	〃
[illegible]	〃	〃 利根郡昭和村	60.0	〃
[illegible]	〃	〃 利根郡昭和村	35.0	〃
[illegible]	相俣鳥獣第林	〃 利根郡昭和村	34.0	〃
[illegible]	〃	〃 沼田市、みどり市	1,300.0	令11.10.31
[illegible]	矢瀬工区砂防	〃 利根郡、みどり市	2,350.0	〃
[illegible]	北東工区	〃 伊勢崎市	17.0	令12.10.31
[illegible]	〃	〃 伊勢崎市	412.0	令11.10.31
[illegible]	〃	〃 伊勢崎市	24.0	永年
[illegible]	武士工業	〃 太田市	73.0	〃
[illegible]	大田一石田川	〃 太田市	715.0	〃
[illegible]	大滝大瀬	〃 吾妻郡大泉町、千代田町	3,430.0	〃
[illegible]	榛名林	〃 前橋市 吾妻郡赤城村	1,600.0	〃
[illegible]	大久保	〃 桐生市	81.0	〃
[illegible]	〃	〃 桐生市	194.0	〃
[illegible]	〃	〃 桐生市	40.0	〃
[illegible]	水沢	〃 桐生市	70.0	〃
[illegible]	〃	〃 桐生市	150.0	〃
[illegible]	〃	〃 桐生市	150.0	〃
[illegible]	〃	〃 利根郡片品村	61.0	令11.10.31
[illegible]	鳥獣一帯	〃 太田市、伊勢崎市	1,026.0	永年
[illegible]	〃	〃 太田市、みどり市	535.0	〃
[illegible]	〃	〃 みどり市	61.0	〃
[illegible]	〃	〃 吾妻郡嬬恋村	55.0	〃
[illegible]	高崎鳥獣市	〃 高崎市	61.0	令11.10.31
[illegible]	〃	〃 高崎市	80.0	令9.10.31
[illegible]	佐倉ニュータウン	〃 吾妻郡相俣村	360.0	永年
[illegible]	〃	〃 吾妻郡相俣村	34.0	〃
[illegible]	〃	〃 利根郡片品村	127.0	〃
[illegible]	〃	〃 沼田市	79.0	〃
[illegible]	〃	〃 太田市	4.0	〃
[illegible]	北関東鳥獣	〃 太田市	1,365.0	〃
[illegible]	〃	〃 太田市	213.0	〃
[illegible]	〃	〃 太田市	20.0	〃
[illegible]	〃	〃 前橋市	20.0	〃
[illegible]	〃	〃 前橋市	164.0	〃
[illegible]	屋下鳥獣	〃 吾妻郡長野原町	106.0	〃
[illegible]	野地鳥獣	〃 吾妻郡長野原町	409.0	〃
[illegible]	相葉和沼上橋市前	〃 桐生市	166.0	〃
[illegible]	神戸山一帯	〃 みどり市	70.0	令10.10.31
[illegible]	千代田町利根川	〃 吾妻郡千代田町	4.0	令9.10.31
[illegible]	千代田町桐川西	〃 吾妻郡大泉町	21.0	令9.10.31
[illegible]	南大橋	〃 太田市	62.0	永年
[illegible]	吾妻谷・上辻原	〃 前橋市、吾妻郡相俣村	62.0	〃
[illegible]	〃	〃 前橋市	20.0	〃
[illegible]	〃	〃 前橋市、伊勢崎市	20.0	令9.10.31
[illegible]	〃	〃 前橋市	20.0	〃
[illegible]	城南部ー大沼鳥獣	〃 前橋市	206.0	永年
[illegible]	〃	〃 伊勢崎市	2.0	〃
計	47ヶ所		51,754	

※休猟区の設定はありません。

凡例

鳥獣保護区 / 鳥獣保護区特別保護地区 / 自然公園法二十一条一項の規定に基づく特別保護地区 / 特定猟具使用禁止区域（銃） / 狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ及びイノシシ以外） / 指定猟法禁止区域（鉛製銃弾の使用禁止） / 国有林 / 森林環境事務所界 / 森林事務所界

凡例

高速道路 / 一般国道 / 主要地方道 / 一般県道 / その他の道路 / 河川 / 湖沼 / 海岸 / 都市計画区域 / 市町村界 / JR線 / 私鉄 / 市役所 / 役所 / 町村役場 / 三角点・標高点 / 等高線

鳥獣の捕獲を目的として国有林へ入林する場合は、次の事項にご協力をお願いします。

１　国有林内で狩猟される場合は、事前にその区域の国有林を管轄する森林管理署長へ入林届を提出してください。

森林管理署	電話番号及びFAX番号	ホームページアドレス	管轄市町村
利根沼田森林管理署	TEL:0278-24-5535　FAX:0278-24-5562	http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/tone_numata/index.html	沼田市・利根郡
吾妻森林管理署	TEL:0279-75-3344　FAX:0279-75-3346	http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/agatsuma/index.html	吾妻郡
群馬森林管理署	TEL:027-210-1203　FAX:027-210-1248	http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/gunma/index.html	群馬県内の上記以外

国有林に入林する場合には、「入林届」の写しを車両ごとに車内の見やすいところに掲示してください。また、鉄器による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、「注意喚起看板」を車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に掲示してください。

２　国有林内で作業を行っている者及び一般入林者等の安全確保のため、国有林内の作業地、登山道、歩道、共用林等及びその周辺については、「立入禁止区域」としますので鉄砲・ワナ等の立入り及び発砲を行わないでください。

３　鉄猟は、その場所が安全であることを十分確認してから実施してください。

４　山火事が発生しないように火気に十分注意してください。

林野庁　関東森林管理局

令和七年十月　群馬県

株式会社ジャパンアート